

養老地区交通安全協会 笠郷分会 会則

目次

第1章	総則	第1条	～	第5条
第2章	目的及び事業	第6条	～	第7条
第3章	資産	第8条	～	第9条
第4章	役員	第10条	～	第16条
第5章	事業計画及び事業報告	第17条	～	第20条
第6章	会議	第21条	～	第24条
第7章	会則の変更	第25条		
第8章	雑則	第26条	～	第28条

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、養老地区交通安全協会笠郷分会(以下分会という)と称する。

(事務所)

第2条 分会の事務所は、分会長宅に置く。

(地域)

第3条 分会の活動地域は笠郷区域とする。但し、養老地区交通安全協会として活動する場合は除く。

(養老地区交通安全協会との関係)

第4条 分会役員は、養老地区交通安全協会の構成員となる。

2 分会は、養老地区交通安全協会の事業に協力する。

3 分会長は、養老地区交通安全協会の理事として、理事会に出席する。

(組織及び構成員)

第5条 各地区(下笠・上之郷・栗笠・船附・大野)から選出された役員で組織する。

2 分会には、女性部会を置くことができる。

3 構成員は、第10条のとおりとする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第6条 分会は、養老地区交通安全協会並びに関係機関・団体等と緊密な連携のもとに、笠郷分会規則第3条に基づく、笠郷区域内の交通安全思想の普及高揚と、安全で円滑な道路環境の実現に寄与するため、交通

安全事業を積極的に推進することを目的とする。

(事業)

第7条 分会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通道德の普及高揚と事故防止のための広報活動及び啓発活動。
- (2) 交通事故防止に関する地域内の施設維持及び調査研究。
- (3) 交通安全に関する功労者の表彰及び優良運転者等の表彰上申。
- (4) 交通安全対策について、養老警察署及び養老町との協力及び連絡調整。
- (5) 笠郷地域の事業に対する必要な事業協力。

第3章 資産

(資産)

第8条 分会の資産は次のとおりとする。

- (1) 助成金（養老地区交通安全協会より）
- (2) 協力金（笠郷地区より）
- (3) その他 収入

(資産の管理)

第9条 分会の資産管理は、分会長が維持管理する。尚、役員はこれを補佐する。

第4章 役員

(役員)

第10条 分会に次の役員を置く。

- (1) 分会長 1名
- (2) 副分会長 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 2名
- (6) 女性部部长・女性部副部长 各1名
- (7) その他の役員（上記①～⑥に属さない者）

(役員を選任)

第11条 分会長については、笠郷地区区長会にて推薦された者とする。

- 2 その他役員は、各地区から選出された役員の中から、上記②～⑦については總會の席にて互選する。

(役員任期)

第12条 分会長の任期は2年とする。又、就任時年齢については原則75

歳とする。(評議員会の過半数の承認で80歳までとする。)

- 2 分会長以外の役員の任期は2年とする。
- 3 すべての役員は、再任を妨げない。
- 4 補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員手当)

第13条 役員手当は、原則支給しない。

(役員の職務)

第14条 分会長は、分会を代表して会務を統括する。また、笠郷地区運営委員会及び養老地区交通安全協会理事会に出席し、必要に応じて決済事項等分会内に展開と徹底を図る。

- 2 副分会長は分会長を補佐し、分会長に事故ある時、又は分会長が欠けた時は、その職務を代行する。
- 3 書記は分会の事務を代行し、副分会長を補佐する。
- 4 会計は分会の経理を担当し、決算報告書等を作成し会計監査の対応をする。
- 5 監査は分会の会計状況を監査する。
- 6 評議員は、会則に定める活動を審議し決定する。又、分会行事を中心に推進する。
- 7 その他の役員は、分会行事等協力のうえ推進する。

(解任)

第15条 役員が次の各号に該当するときは、総会の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員として、ふさわしくない行為があると認められるとき。

(相談役)

第16条 分会には、相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、分会の事業を円滑に推進するため分会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べる事ができる。
- 3 相談役手当は無報酬とする。但し、年度総会で必要があると認められた場合はこの限りでない。

第5章 事業計画及び事業報告

(事業計画及び予算)

第17条 分会の事業計画及び予算は、分会長が作成し、総会の議決により定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(副分会長、書記、会計が補佐し、分会長が統括する。)

(事業報告)

第18条 事業報告及び決算は、分会長が原則作成し、会計監査を受け、総会の議決で承認を得なければならない。

2 監査員により、会計経理の監査を受けた後、総会において監査員はその結果を報告する。

(副分会長・書記・会計が補佐し分会長が統括する。)

3 決算報告書、事業報告書は、総会が終了次第、養老地区交通安全協会事務局に速やかに提出する。

(会計年度)

第19条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。但し、3月末締切日の日付は変更することができる。

第6章 会議

(会議)

第20条 分会の会議は、通常総会・臨時総会・評議員会とし、分会長が召集する。

(1) 通常総会（地区役員全員）は、毎年1回開催する。

(2) 臨時総会（地区役員全員）は、必要により随時開催する。

(3) 評議員会は、必要により随時開催する。

(評議員会)

第21条 分会の評議員会は、分会長・副分会長・評議員で構成する。

(議決)

第22条 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決)

第23条 やむ得ない事由のため、総会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合、当該役員は出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 総会、評議員会の議事については、議事録を作成する。

2 総会、評議員会に出席した役員のうちから選出された議事録署名人2名は前項の議事録に記名押印する。

第7章 会則の制定と変更

(会則の制定と変更)

第25条 本会則の制定や変更は、役員現在数の過半数の出席がなければならぬ。但し、出席は委任状をもって代えることができる。出席者の3分の2以上の議決が必要である。

2 前項の規定は、出席評議員の過半数以上の賛成によらなければならぬ。

第8章 雑則

(備え付け帳簿及び書類)

第26条 分会の事務所には、次の簿冊を備えなければならない。

- (1) 会則及び細則
- (2) 会議（總會・臨時・評議員会）資料
- (3) 議事録
- (4) 年度別役員名簿
- (5) 事業計画書・事業報告書・決算報告書
- (6) その他必要な簿冊

(その他)

第27条 この会則に定めがない事項で、分会の運営に必要な事項は、評議員会において協議し処理する。

(懲戒事項は分会評議委員以上の3分の2議決で決議ができる。)

(細則)

第28条 分会会則の施行については、必要な事項は「養老地区交通安全協会笠郷分会細則」に定める

付則

1 この会則は、2019年4月1日から施行する。